

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

|                            |                      |  |
|----------------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称                  |                      | 相対取引の承認  |
| 根拠条例・規則等名                  |                      | さいたま市食肉中央卸売市場業務規程  |
| 条 項                        |                      | 第 3 2 条 第 2 項  |
| 所 管 部 課                    |                      | 経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）  |
| 審<br>査<br>基<br>準           | 基 準<br>(未設定の場合はその理由) | 次に該当する場合以外は、承認しない。<br>(1) 災害が発生したとき。<br>(2) 入荷が遅延したとき。<br>(3) 卸売の相手方が少数であるとき。<br>(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をするとき。<br>(5) 卸売業者と売買参加者との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をするとき。<br>(6) 緊急に出航する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により、通常の卸売開始の時刻以前に卸売をするとき。<br>(7) 第 3 8 条 第 1 項 だ じ 書 の 規 程 に よ り、その市場における売買参加者以外の者に対して卸売をするとき。 |
|                            | 設定等年月日               | 平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正  |
| 標<br>準<br>処<br>理<br>期<br>間 | 期 間<br>(未設定の場合はその理由) | 3 日  |
|                            | 設定等年月日               | 平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正  |
| 備 考                        |                      |  |